

マンションにおける地震対策のススメ

大地震が起こると、戸建住宅とは異なる被害が生じる可能性があります。そこで、「**マンション特有の問題**」を理解し、減災対策を進めましょう。

揺れ方（マンションの特性を理解しましょう）

長周期地震動など、上の階ほど大きく揺れる傾向ですので、**家具の固定やガラスの飛散防止**など十分に対策しましょう。

ライフライン被害（安全確認が重要です）

●上下水道（トイレ使用注意！）

水道が無事でも排水管の破損により、トイレなどを使用すると、下の階に汚水が溢れ出し、**マンション全体の衛生被害**に広がる可能性があります。地震の後には、給排水設備の安全点検が終わるまでトイレを使用しないといった**ルールづくり**が大切です。



でも健康のためにトイレは絶対我慢してはいけませんので、各家庭で**携帯トイレ**や**非常用トイレ**を備蓄しておきましょう

●電気（エレベーター注意！）

もし、エレベーター内で地震が発生したら、まず行き先階のボタンを全て押して最寄りの階で降りましょう。万が一、閉じ込められた場合には「非常電話」のボタンを押し続け、救助が来るのを待ちましょう。余震によって再び停止するかもしれないので乗らないようにしましょう。
（あらかじめ非常口を確認しておきましょう）



エレベーターが止まってしまうと、高層階に居住している人は**高層難民**となる可能性がありますので、食糧や飲料水など“ローリングストック法”で**備蓄**しておきましょう

●ガス

地震によりガス管が破損した状態で使用すると、ガス漏れが発生し二次災害が起きてしまうため、管理会社が点検するまで使用を控えましょう。

その他の特有問題（ルールづくりが重要です）

- あらかじめ避難ルートを確認しましょう（ベランダも共用の通路となります）
- 受水槽が屋上にある場合、停電により水道が使えないことがあるので備蓄しましょう
- 高齢者、障がい者、妊産婦など、配慮を要する方への支援を考えておきましょう
- 情報が寸断されることに備えて、館内放送など情報伝達について考えておきましょう
- 災害時の衛生問題に備え、あらかじめゴミ出しルールを決めておきましょう
- ライフラインの安全点検及び修繕方法を、管理会社に確認しておきましょう

マンション全体で防災上の課題を共有し、対策やルールづくりを進めましょう！

お問い合わせ先

市川市

危機管理課（047-712-8563）
地域防災課（047-704-0065）

マンションにおける地震対策のススメ

マンションで自主防災組織を結成しましょう

マンションによっては常駐する管理人がいますが、全てのマンションで24時間体制で管理されているわけではありません。災害時には、住民が相互に力を出し合い、助け合う（共助）ことが大事です。

自主防災組織

住民自らが命を守り助け合うために、日頃から救助・救出、避難方法、災害時のルールづくりなどの検討する組織です。

検討すべきチェックリスト（例）

- 本部の設置場所をどこにするか
- 本部長、副本部長、また代行者を誰にするか
- 居住者（要配慮者）名簿の作成、安否確認の方法
- 電気・水道・ガスやエレベーターが停止した場合の連絡先（安全点検）
- 排水管の使用可否の周知方法
- ゴミ出しルール（時間、場所、衛生班など）
- 受水槽の利用ルール（飲料用、生活用水など）
- 感染症や健康被害を予防するための定期的な清掃活動
- 市役所から発信される情報の入手手段と情報共有のルール化
- 復旧時の資金計画
- 備蓄倉庫の設置場所確認
- 必要防災資器材リストの掲示
- マンション防災計画（防災マニュアル）の作成

補助金制度を活用しよう！

● 自主防災組織資器材購入費等補助金交付制度

自治町会やマンション管理組合で結成している自主防災組織に対して、防災資器材の購入や修繕の費用を補助します
危機管理室 地域防災課（電話）047-704-0065



● 家具転倒防止器具等取付費補助金

高齢者や障がい者の居住安全を図るため、家具の転倒器具費用と取付費を助成します
福祉部 地域包括支援課（電話）047-712-8556

● 分譲マンション耐震診断、耐震改修助成制度

昭和56年5月31日以前に着工されたマンションの耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事を行う場合に費用の一部を助成します（別途補助条件あり）
街づくり部 建築指導課（電話）047-712-6337

お問い合わせ先

市川市

危機管理課（047-712-8563）
地域防災課（047-704-0065）